

## 日本通運の最高裁への上告受理申立、「不受理」決定に対する声明

5月26日に、海渡弁護士よりメールが届きました。それは、最高裁での日本通運の「労働契約法18条無期転換逃れ地位確認」上告受理申立の不受理決定という内容でした。

所謂、調査官が門前払いにしたことです。審理することがないということで、ふざけるな！という気持ちでいっぱいです。裁判所は誰のためにあるのか、そして不十分な法律であっても誰のためにあるのか多くの疑問が残る決定だと考えます。

私たちは、多くの皆様に物心両面からのご支援をいただき、今日まで本人と闘ってまいりましたが、本当に悔しい気持ちとなんで、このような結論に至るのか不思議なりません。

また共に、闘ってきた川崎地域のIさんも同じ決定が出されてきました。

今年3月末に、多くの理化学研究所・大学の非常勤講師などが10年雇い止め解雇ということで、首を切られてきています。司法からの訴えても、無駄だよと言っているような気がします。

最後に、本人の気持ちを紹介。

「大変残念で、これまでに全員一丸となって死力を尽くし闘ってきた結果がこれだと思うと、やりきれない気持ちでいっぱいですが、5年半も闘って来られたのは皆様の心添えがあったからこそだと、大変感謝しております。」

今後については、弁護団会議の後を受けて、労働組合としてもきちんと総括し、次の闘いへの教訓としていきたいと考えています。

今までの物心両面のご支援を賜り感謝を申し上げます。

ユニオンネットお互いさま 委員長 峰岸 亨

(2023. 5. 30)